

こころの健康づくり対策事業 公募要綱

(1) 事業の趣旨

近年の社会経済環境の複雑化に伴い、多様な精神的ストレスが増加する中、犯罪・災害などの被害者となることで生ずるPTSD（心的外傷後ストレス障害）や、ひきこもり、家庭内暴力、不登校などに陥っている児童思春期などに対する精神保健福祉活動の充実を推進していくため、教育・福祉・医療などの業務従事者に対し、養成研修等を実施することが重要である。そのため、これらの研修を実施する団体に対して支援を行うことにより、こころの健康づくり対策に関する資質の向上を図る。

(2) 実施主体

下記(3)の①及び②の研修を実施する団体について、それぞれ1団体ずつとする。

(3) 補助対象事業

ア 次の①または②のどちらかを実施する事業であること

① PTSD（心的外傷後ストレス障害）研修事業

(a) 研修内容

犯罪被害者や災害被災者の心のケアのため、PTSDに関する専門家の養成研修

(b) 受講対象者

- ・主に精神保健医療福祉業務に従事する医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等
- ・大規模災害時の地域における行動計画の立案や、大規模災害時に地域での心のケアにあたる可能性のある行政機関職員等

(c) 研修期間、規模のめやす

1～2日間コースを2回程度 1回あたり70～200名

②思春期精神保健研修事業

(a) 研修内容

ひきこもり、不登校、家庭内暴力など思春期にある児童の問題などに関する専門家の養成研修

(b) 受講対象者

- ・児童思春期精神科医療に従事する医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者、社会福祉士、児童指導員等

(c) 研修期間、規模のめやす

2日間コースを4回程度 1回あたり30～70名

イ 実施期間

当該年度内に開始し完了すること。

(4) 補助経費等

ア 補助対象経費

こころの健康づくり対策事業を実施するために必要な諸謝金、旅費、
庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃
金、雑役務費）。

具体的には、別に定める「こころの健康づくり対策事業費補助金交付
要綱」に基づいて行われるものである。

イ 補助金額

P T S D研修事業 6,000千円以内

思春期精神保健研修事業 11,899千円以内

(5) 留意事項

事業内容、補助対象経費については、以下の点に注意すること。

ア 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定され
ていること。

イ 事業内容に即した所要額見積もりであること。

ウ 全国規模での研修を実施する技術及び能力を有すること。

エ 精神医療等の先駆者・指導的立場に当たる人材を講師とすること。

オ 当該事業については、専門家による専門的なケアが重要であることから、
精神保健福祉センター、保健所、病院等の関係機関等の専門家からなる
研修企画委員会を設置し、P T S Dにある者や児童思春期などに対する
地域支援システムなど、効果的な対策が図られるよう努めること。

カ 本事業研修修了者の名簿を作成し、各都道府県・指定都市・中核市等へ
研修修了者名簿を送付し、関係機関等で有効に活用され、もって、精神
保健福祉の向上に資するものとなるよう努めること。

(6) 応募方法

別紙様式を作成し、以下の提出期間内に提出すること。

ア 提出書類

- ・事業計画書（様式1）
- ・団体概要（様式2）
- ・事業計画（様式3）
- ・所要額内訳書（様式4）
- ・事業実施スケジュール表（様式5）

イ 提出先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（以

下「厚生労働省」という。)に、上記アを平成22年7月20日～8月3日までに提出すること。

(7) 採択方法

公募の結果、各事業について応募者が複数の場合、書面による審査及びヒアリングによる審査を行い、採択事業を決定する。

審査終了後、採択の可否及び国庫補助基準額について通知を行う。

(8) 交付申請

採択決定の通知を受理した団体は、別に定めるところにより、交付申請書を厚生労働省に提出すること。

(9) 事業実績報告

国庫補助の対象となった団体においては、事業完了後、別に定める事業実績報告書を作成し、その他の成果物と共に平成23年4月10日までに厚生労働省に提出すること。また、本事業を実施した団体に対して事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等の調査を実施することがある。

(10) 秘密の保持

本事業に携わる者(当該事業から離れた者も含む。)は、プライバシーに十分配慮すると共に、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(11) 事業計画書の提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

TEL03-5253-1111(内3069)

FAX03-3593-2008

PTSD 対策専門研修

目的：災害被災者、犯罪・交通事故等被害者、自死遺族、被虐待児童等、トラウマに対するこころのケアが必要な者に対応できる人材を確保するため、精神保健医療従事者等に対しトラウマに対するこころのケアにおいて必要な知識を系統的に習得させるための研修を実施し、地域においてトラウマに対するこころのケアに専門的に対応できる者の養成を図る。

コース：通常コース、大規模災害対策コース

○ 通常コース

期間：2日間×1回

対象：主に精神保健医療福祉業務に従事する医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等

規模：130～170名

内容：(具体的に例示した項目については全て網羅することとする。)

【総論】

- トラウマの概念
- トラウマに起因する精神疾患・状態像の診断・症状評価
 - PTSD（心的外傷後ストレス障害）
 - 急性ストレス障害 等
- 子どものトラウマ
- 初期対応（サイコロジカル・ファーストエイド）
- 治療 等

【各論】

- 犯罪被害、性被害者への対応
- 被虐待児童への対応
- 自死遺族への対応
- 関係機関との連携 等

※各論については、基本的な知識に関する講義だけでなく、模擬患者等を用いた実際の対応法の提示等を適宜組み合わせた実践的内容とする。

○ 大規模災害対策コース

期間：1日間×1回

対象：自然災害、航空機事故、鉄道事故、テロ等、大規模災害時の地域における行動計画の立案や、大規模災害時に実際に地域でのこころのケアへの対

応にあたる可能性のある行政機関職員等を対象とした研修とする。行政機関職員については、所属長からの推薦のある者を優先する。

規模：30～70名程度

内容：（具体的に例示した項目については全て網羅することとする。）

- ・ 大規模災害時の初期対応
- ・ 大規模災害時の中長期的対応
- ・ 大規模災害に備えた地域の体制作り
- ・ 大規模災害時における実際の対応例（複数提示） 等

児童思春期精神保健対策専門研修

目的：不登校、ひきこもり、家庭内暴力、虐待、自殺等、児童思春期における様々な精神保健に関わる問題に対応できる人材を確保するため、児童思春期精神保健医療福祉業務の従事者にとって必須の知識を網羅的に習得するための研修を実施し、地域において児童思春期精神保健医療福祉業務に専門的に携わる者の養成を図る。

○思春期精神保健対策医療従事者専門研修

期間：2日間×2回

対象：児童思春期精神医療に従事するまたは予定の医師、コメディカル

規模：30-70名

内容：児童思春期精神医療に従事するに当たっての基礎的な児童思春期精神医学、精神保健についての網羅的な系統講義による研修を行う。

○ひきこもり対策研修

期間：2日間×1回

対象：精神保健福祉センター、保健所、ひきこもり地域支援センター等でのひきこもり支援にあたる従事者

規模：30-70名

内容：ひきこもり支援の従事者が必要とするひきこもり対策、および「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」についての全般的研修を行う。

○思春期精神保健対策コメディカル専門研修

期間：2日間×1回

対象：児童思春期精神医療に従事するコメディカル

規模：30-70名

内容：児童思春期精神医療に従事するコメディカルの専門性教育として、病棟見学やグループディスカッション等の実践的な内容の研修を行う。